

実施方針に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する実施方針の内容につき、平成21年8月31日から平成21年9月16日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
001	002	第1	1	(5)	ア				「かかりつけ医」等との連携を強化し、とありますが、現行の取組状況についてご教示下さい。	地域医療支援病院として、紹介・逆紹介を中心とした診療を行っております。
002	002	第1	1	(5)	ア				「かかりつけ医」等との連携について、現状の問題点やあるべき姿(目標とする医療機関等)についてお考えが有りましたらご教示下さい。	紹介・逆紹介で今以上に連携していきたいと考えます。さらに、地域医療支援病院として、症例検討会開催の強化、地域の医療従事者を対象とした研修会の強化、地域連携パスの構築など、地域医療水準の向上を目指し、地域完結型医療提供を積極的に推進していきたいと考えています。
003	002	第1	1	(5)	ア				複数の医療機関とあるのは具体的に指定をするのか。	必要性がない限り、特に指定する予定はありません。
004	002	第1	1	(5)	ア				かかりつけ医との連携ツール(病歴、カルテ等の電子データによるやり取り等)については何を考えるのか。	地域医療ネットワークシステム(あじさいネット)を通じて、患者の同意を得た上で当院のカルテ、画像などをかかりつけ医に提供することとしております。
005	002	第1	1	(5)	ア				新病院の位置づけとして”地域完結型の医療提供体制を構築していくための要の病院”とありますが、施設面で特に配慮が必要な点はありますでしょうか。	地域医療支援病院として、症例検討会開催の強化、地域の医療従事者を対象とした研修会の強化等を考えていますので、検討会や研修会、カンファレンス等に参加する人達が研修等を行いやすい環境整備が求められると考えます。
006	002	第1	1	(5)	ア				「複数の医療機関で治療する地域完結型の医療供給体制を構築…」とありますが、公表されている資料として「長崎県保健医療計画(H20.3月)」があります。これ以降の見直しなどがありましたらご教示ください。また、現在以降の見直しのご予定はありますか。	長崎県保健医療計画については、現段階では見直しはありません。
007	002	第1	1	(5)	イ	(ア)			病病・病診連携体制の構築について、今後のあるべき姿について、定性的、定量的にお考えをご教示下さい。	紹介率の目標は70%、逆紹介の目標は50%と想定しております。
008	002	第1	1	(5)	イ	(イ)			福利厚生関連の充実に関して、現行特に問題と考える点や職員からの要望や苦情等が有りましたらご教示下さい。	職員関連諸室(休憩室・執務室・更衣室・研修室・会議室など)は現病院での施設・面積的な不足について要望等があります。
009	002	第1	1	(5)	イ	(イ)			福利厚生関連について若手医師の居住施設整備は別途行うのか。	医師(研修医)住宅については、敷地内に設けず、周辺に借り上げ対応することとしております。
010	002	第1	1	(5)	イ	(イ)			医療従事者のみならず、患者に対するマグネットホスピタルとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
011	002	第1	1	(5)	イ	(イ)			「研修体制の充実、福利厚生の充足」について、現時点で想定している運用があればご教示ください。	現在ないものとして、内視鏡等のシミュレーション設備の整った研修室、院内保育所などの運営を想定しております。また、専門医、指導医の習得が行いやすい環境整備や、スキルアップが可能となるよう研修活動参加支援等を考えております。
012	003	第1	1	(5)	イ	(イ)			病院の考える「マグネットホスピタル」の実現に関して、事業者に期待する事項を具体的にご教示下さい。	医療従事者・患者双方にとって魅力のある病院となるための施設整備等を期待しております。具体的には、患者に対しては、積極的に情報システムを活用し、待ち時間の短縮、他医療機関と連携強化によるスムーズな診療体制構築、療養環境の向上等を考えております。また、医療従事者に対しては、地域医療支援病院として、症例検討会開催の強化、地域の医療従事者を対象とした研修会の強化等を考えていますので、検討会や研修会、カンファレンス等に参加する人達が研修等を行いやすい環境整備が求められると考えます。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
013	003	第1	1	(5)	イ	(ウ)			市立病院を取り巻く各種環境変化のうち、特に重要であると市が認識されている変化についてご教示下さい。	現状では、地方での医師不足がありますが、少子高齢化による疾病構造の変化に伴い、担うべき診療機能の変更、病床規模の変更が考えられます。また、政策動向として、診療報酬改定、医療法関連法規の変更が想定されます。
014	003	第1	1	(5)	イ	(ウ)			本事業では経営支援業務はPFI対象範囲外とされており、持続可能な健全経営基盤の確立、具体的には収益的収支の均衡等による安定した経営をどのように実現されるのか、その中で特にSPCに求められる役割についてお考えをご教示下さい。	健全経営の視点から、事業者側に期待する役割としては、初期投資額の抑制と事業期間中において、仮に各種変化が生じた際の対応の柔軟性及び、事業期間を通じたエネルギー消費量に関するマネジメントなどを期待しております。
015	003	第1	1	(5)	ウ				救急医療のヘリポート設置は敷地内及び建物屋上を想定しているのか、離着陸の際、地域への影響は問題ないのか。	ヘリポート(飛行場外離着陸場)の設置場所は建物屋上を想定しております。また、設置については、広報誌等で一定住民には周知はしておりますが、今後、地域の住民の方々等に理解を図って行きたいと考えております。
016	003	第1	1	(5)	ウ			備考	がん相談支援センターの設置とありますが、「がん相談支援センター」とは長崎市新病院基本計画の「地域医療連携部門」の機能の一部を意味し、具体的な場所として「多目的相談室(4室程度)」を指すとの理解で宜しいでしょうか。	がん相談支援センターは地域医療連携室内に設置します。多目的相談室は、がん相談支援だけではなく、その他の医療相談なども含め多目的に活用することを想定しています。
017	003	第1	1	(5)	ウ			備考	産科オープンシステムの普及とありますが、新市立病院で考えられている「オープンシステム」とどのようなシステムかご教示下さい。	現市民病院で運用している産科オープンシステムで地域の開業医及びその患者が市民病院の施設等を活用できるシステムです。新市立病院においても同様のシステムを想定しております。
018	003	第1	2	(5)	ウ				「産科オープンシステム」とはどのような内容を想定されてますでしょうか。	(質問 017参照)
019	004	第1	1	(5)	ウ			備考	医師確保の拠点病院とありますが、拠点病院として新市立病院に医師を一定数プールできる体制を確保し、地域の医療機関への派遣等を行う体制をご検討されているのでしょうか。「医師確保の拠点病院」としての機能をご教示下さい。	現時点では、医師の派遣については考えておりません。長崎地域全体に医師が集まるためには、魅力ある核となる病院が必要と考えています。新市立病院が魅力ある病院となることで、新市立病院だけでなく、地域全体で医師が確保できる機能を想定しています。
020	004	第1	1	(5)	ウ				「医師確保の拠点病院」とはどのような機能を持つことになるのでしょうか。具体的にご教示下さい。	(質問 019参照)
021	004	第1	1	(6)	ア	(ア)			地域周産期母子医療センターについて設置の有無を含め変更する可能性があるとの記載ですが、入札公告時に方針を提示頂けるのでしょうか。または、入札提案書提出の段階では記載の内容で整備するものとして計画するのでしょうか。	入札公告時までの方針を提示する予定です。
022	004	第1	1	(6)	ア	(ア)			地域周産期母子医療センターは、長崎大学病院と整備計画を調整中とのことですが、変更があるとした場合、決定の時期をご教示ください。	(質問 021参照)
023	004	第1	1	(6)	ア	(ア)			地域周産期母子医療センターは長崎大学病院と調整中であり設置の有無も含めて変更する可能性があるとのことですが、入札公告時期までに調整が付き、その内容は要求水準書は反映されるのでしょうか。反映されない場合、若しくは落札後に要求水準書が変更される場合の施設整備や維持管理コストについては、P23「別紙:リスク分担表(案)」35、37、54に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	(質問 021参照)
024	004	第1	1	(6)	ア	(ア)			地域周産期母子医療センターについて、設置の有無の決定時期はいつ頃の予定でしょうか。仮に設置をしない場合、全体の計画病床数に変更はありますでしょうか。	(質問 021参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
025	004	第1	1	(7)					病院PFI事業の成功事例となることを目指す上で特に事業者に期待されること、過去PFI案件等を参考に特に踏まえておくべきこと等、お考えがありましたらご教示下さい。	本事業においては、病院運営の一端を担うものとしての、市との良好なコミュニケーションの構築及び事業者の個別業務のコントロールを行う統括マネジメントの能力に加え、事業期間中において、仮に病院本体の運営状況や経営状況等の課題等が生じた際に、価格面も含めた見直し協議が必要となった場合の事業者側のパートナーとしての柔軟な姿勢等については特に重要視しております。 なお、上記事項等を含め、本事業を成功させるために事業者に対して求めたい事項、留意して頂きたい事項については「要求水準書(案)-第1総則」のP9、P10の「本事業において事業者側に求めるもの」の項及び「要求水準書(案)-第2細則-1 統括マネジメント業務」で規定しておりますので、事業者側においても十分ご理解ください。
026	004	第1	1	(7)					単年度単位、業務単位で個別に委託されていた各運営業務を一括受託及び長期受託に切替えることによる事業の再編・構築(BPR)の推進及びVFMの向上が、一般的に病院PFI導入の大きな効果であると認識されておりますが、今回、運営業務の大半をPFI対象範囲外とされた背景やお考えについてご教示下さい。	将来の経営を考える上で、まず施設整備費等の初期投資について抑制するため、また、本事業を確実に遂行することを最優先と考え、現時点では想定できない将来的な病院及び事業者双方のリスクを極力排除した結果、医療と直接の関わりが深い業務については事業範囲に含めるべきではないと判断し、業務範囲を施設維持管理業務等に限定いたしております。
027	004	第1	1	(7)					事業内容として、病院運営に係る業務が含まれていません。その趣旨についてご教示ください。	(質問 026参照)
028	004	第1	1	(7)					新市民病院内には洗濯室は設けないのですか？ 病院ではシーツ等は専門業者によるリネンが一般的ですが、手術服、ベビー服、ガーゼ、タオル、包帯等は院内で殺菌洗濯した方が効率的だと思います。 その業務も委託したほうが良いと思います。	新市立病院に洗濯室を設ける予定ですが、PFI事業とは別途、委託する予定です。 (関連質問 026参照)
029	005	第1	1	(9)					事業者の創意工夫による地域の活性化を期待するとあるが、施設整備(建設)期間を意味するのか、又は維持管理期間も通じたものなのか。	事業期間を通じたものとご理解ください。
030	005	第1	1	(9)					地域経済の振興については、具体的な提案が求められ、評価の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおり、長崎市の経済状況を鑑みて、地域経済への貢献という点は、本事業においても重要な視点として捉えておりますので、事業者側にご提案を求めることとなります。詳細は、入札公告時に落札者決定基準を公表しますので、ご参照ください。 (関連質問 046参照)
031	005	第1	1	(9)					“事業者の創意工夫等により地域の活性化に寄与することが期待される”とありますが、ここで言う活性化とは具体的にどのようなものを指しますでしょうか(イベント企画や利便施設による賑わい空間の創出等)。その場合、病院施設ゆえに病院・医療をテーマとしたものにならないと考えるが、病院側の協力は得られるものと考えてよろしいでしょうか。	前段についてはご質問で例示されているような事項も含め、事業者側でご検討頂き、創意工夫のあるご提案を期待しております。(関連質問 029及び 030参照) 後段については、ご提案頂いたテーマにもよりますが、可能な限り市側職員も必要な協力は行います。
032	005	第1	1	(10)					ROの対象施設とは、期工事引渡後の新設建物の一部を改修した上で最終引渡を行う建物という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
033	005	第1	1	(10)			2		既存施設の改修については認めないとありますが、既存施設の範囲についてご教示ください。	既存施設の対象範囲は現市民病院施設の全てです。
034	005	第1	1	(11)					維持管理等期間の等とは具体的にどのようなことを想定されているのかご教示ください。	利便施設運営業務を含むことから、「等」としています。
035	005	第1	1	(11)					維持管理期間は平成25年4月1日からありますが工期の短縮又は新管理棟の計画内容で変更されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
036	005	第1	1	(11)					維持管理等期間は平成25年4月1日からですが、開始するのは平成25年3月末に引渡す建物に係る施設維持管理業務との理解で宜しいでしょうか。 平成25年4月1日から、既設病院建物等の施設維持管理業務が事業範囲になるのでしょうか。	平成25年3月末に引渡す建物に係る施設維持管理業務となります。
037	005	第1	1	(12)					事業スケジュールについて最終的な全ての工事を「平成27年度中までに終了させ」とありますが、「中までに」とは「中に」と読み替えて宜しいですか？	現実的には平成27年度以前に市が事業者側に実施して頂く全ての工事を終了させることは困難と考えますので、「中までに」を「中に」と読み替えて頂いて結構です。
038	005	第1	1	(12)					事業スケジュールについて、工事の完成時期と引き渡しと同時にありうると思われそうですが、その理解で宜しいですか？	何を以って工事の完了時期と引き渡しと同時に捉えるかによりますが、建物竣工後、引渡しまでの間で竣工検査、手直し工事、竣工確認等の一定の期間が必要となるものと考えます。
039	006	第1	1	(12)					事業スケジュールが表形式で示されており、各項目で期日が記載されていますが、各期日「末」というのは「末まで」という意味でしょうか？	ご理解のとおりです。なお、期、期の開院時期については入札条件を統一いたします。詳細については入札公告時に条件をお示しいたします。 なお、入札公告時に公表する落札者決定基準もご参照ください。
040	006	第1	2	(1)					「～公的財政負担の縮減及び病院経営の効率化が計れることが見込まれる場合に限り」とありますが、病院経営の効率化を測る基準について具体的にご教示下さい。	あくまで一例ですが、施設維持管理業務等を通じて新病機能を維持することによる確実な経営基盤の確保及び、施設維持管理業務の包括委託による業務の効率化とそれに伴う適切な委託費の削減などが挙げられます。
041	006	第1	2	(2)					定性的評価の評価項目を御教示下さい。	質問 040に例示しているようなケースに加え、設計・建設・維持管理の一体化による業務の効率化及びライフサイクルコストの縮減等を定性的なメリットとして期待しておりますが、詳細については特定事業の選定時に公表する資料をご確認ください。
042	006	第1	2	(2)					総合的評価における項目 からの配分を御教示下さい。	(質問 041参照) なお、本事業をPFIで実施するかどうかの市の総合的評価であり事業者選定に係る評価項目ではございません。
043	006	第1	2	(2)					～ の手順で客観的評価を行うとありますが、評価項目の詳細をご教示下さい。	(質問 041及び 042参照)
044	006	第1	2	(2)					定量的評価で使用された金額について、入札や以後実際の業務開始時までに急激な物価変動等があった場合への対応についてどのようにお考えでしょうか。例えば、単品スライド等を行いますでしょうか。	「別紙3 リスク分担表」の 24に規定するとおり、入札時点以降の施設整備費の物価変動については価格面での必要な見直し協議を行う予定です。なお、詳細については、入札公告時までに公表する「事業契約書(案)」において規定されたサービス対価の見直しに関する条文をご確認ください。
045	006	第1	2	(3)					平成21年11月に予定されている特定事業の選定結果の公表時に、PSCを含むVFMの詳細な算定根拠も公表されるのでしょうか。	特定事業として選定する背景として必要な事項を公表する予定です。
046	006	第2	1	(1)					地域の経済への貢献並びに地域の人材の活用等について、P11の地元企業の参画以外の条件は特に無く、事業者側の提案に委ねられているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、長崎市の経済状況を鑑みて、地域経済への貢献という点は、本事業においても重要な視点として捉えておりますので、事業者側にご提案を求めることとなります。詳細は、入札公告時に落札者決定基準を公表しますので、ご参照ください。 (関連質問 030参照)
047	006	第2	1	(1)					入札公告の際、予定価格もしくは上限価格の公表は予定されているのでしょうか。また公表される場合、初期投資額と維持管理運営段階のサービス対価に分けた公表となるのでしょうか。	予定価格もしくは上限価格を公表することを予定しています。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書をご参照ください。
048	006	第2	1	(1)					事業者選定に当たっては、入札金額の定量評価と、各種能力や貢献等の定性面評価の比率をどのようにお考えでしょうか。	入札公告時に落札者決定基準を公表しますので、ご参照ください。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
049	006	第2	1	(1)				5行目	地域の経済への貢献とありますが、市が具体的に想定されている内容がありましたら、ご教示ください。	(質問 030参照)
050	006	第2	1	(1)				6行目	地域の人材の活用等とありますが、市が直営で行っていた業務における既存の労働力が不要となった場合の措置は、市側の責任において行うとの理解でよろしいでしょうか。(直接雇用をしていた業務が委託業務に変わった場合等)。	ご理解のとおりです。
051	006	第2	1	(1)					”地域経済への貢献ならびに地域の人材の活用等”とありますが、「地元企業の参画」以外に具体的な条件や期間、業務等の想定がありましたらご提示ください。	(質問 046参照)
052	007	第2	1	(1)					総合評価一般競争入札の採用に当たって、入札金額に対する上限価格の設定及び公表は行われるとの理解で宜しいでしょうか。	(質問 047参照)
053	007	第2	1	(1)					本事業の入札手続きは、(次のとおり)、...とありますが、「次のとおり」とは何を指しているのですか？	「一般競争入札参加資格要件確認(応募者の参加資格要件確認)、総合評価(提案内容等の審査)により、実施すること」を指しております。
054	007	第2	2	(1)					対話の実施が予定されていますが、病院施設見学会を除いては入札公告から入札までの期間で数回開催させていただければ幸いです。また、現在想定されている対話の実施方法等についてご教示下さい。	公平性を確保した上で、応募者が市の考えをより明確に理解し、よりよい提案が実現できるよう、事業者別対話の実施方法等を検討しています。
055	007	第2	2	(1)					平面配置図等の追加資料の公表の予定はありますでしょうか。ある場合、いつ頃をお考えでしょうか。	入札公告時に参考資料として、本事業に構成員又は設計業務、工事監理業務、建設業務、解体業務を実施するものとして参画予定の方に対してご提示いたします。
056	009	第2	2	(2)	カ				入札説明書等に関する質問・意見等、及び対話等の内容と回答は、他事業者の内容も含め全て公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	P9の「カ」で示す入札説明書等に関する質問回答(第1回)については、原則として全てのホームページにて公表いたします。ただし、事業者側のノウハウ、提案内容等に多分に関係すると市が判断した場合に限り、質問を提出した事業者に対して個別に回答いたします。事業者別対話に関しては、質問 057をご参照ください。
057	009	第2	2	(2)	ケ				応募者との間において行われる質問・意見等、及び対話等の内容と回答は、他応募者の内容も含め全て公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	資格確認を通過した者に対して実施する質問回答、事業者別対話については原則として全て、全応募グループの代表企業に対して通知いたします。ただし、事業者側のノウハウ、提案内容等に多分に関係すると市が判断した場合に限り、事業者に対して個別に通知いたします。(関連質問 056参照)
058	010	第2	2	(2)	コ				提案内容の審査は、書面のほかヒアリングを通じて行うとありますが、現在想定されている時期等の実施方法についてご教示下さい。	あくまで提案内容の詳細の確認等を目的にヒアリングを実施する予定ですが、実施する場合には入札公告以降の適切な時期に応募グループの代表企業を通じて通知いたします。
059	010	第2	2	(2)	ス				SPCに出資する法人は、応募者を構成する構成員のみであり、構成員以外の法人は出資できないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。SPCから直接業務の一部を受託又は請負わず、SPCに出資のみを行う法人は認めません。
060	011	第2	3	(1)					構成員については、SPCから直接受託・請負、且つ出資する法人となっていますが、SPCへ出資だけする法人の取扱いはどうなるのでしょうか。	(質問 059参照)
061	011	第2	3	(1)					構成員、協力企業の定義に「SPCから直接受託・請負し」とありますが、共同企業体(JV)による受託・請負も「直接」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
062	011	第2	3	(1)					構成員、協力企業とも本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部をSPCから直接受託・請負することが条件となっています。本事業を遂行するにあたって必要な業務とは4Pの第1・1・(7)の事業内容を指すとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	基本的にご理解のとおりですが、事業者側のご提案によって追加業務が発生する場合は、当該追加業務を含みます。
063	011	第2	3	(1)					SPCはいつまでに設立すれば良いでしょうか。	事業契約締結時にはSPCが設立されている必要があります。詳細は、入札公告時に入札説明書を公表しますので、ご参照ください。
064	011	第2	3	(2)					応募グループが1グループの場合も、入札は成立するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
065	011	第2	3	(2)					代表企業の要件として、「最大の議決権株式を保有」とされており、SPCへの出資割合は要件とされていないと理解されますが、念のためご確認願います。	ご理解のとおりです。
066	011	第2	3	(3)					地元企業の参画とありますが、受託業務の制限はあるのでしょうか。	特段制限はございません。
067	011	第2	3	(3)					地元企業の参画に関し、建設業務において地元企業と共同企業体を結成した場合、長崎市特定建設工事共同企業体実施要綱の対象となりますでしょうか。対象となる場合、第6条に規定の構成会社数の規定および第8条に規定の出資比率の1構成員あたりの最小限度基準については適用となりますでしょうか。	事業者(SPC)と建設業務を実施するものとの工事請負契約の形態は問いませんので、適用の必要はありません。
068	011	第2	3	(5)					設計業務と建設業務を同一の者、又は資本金若しくは人事面で関係のある者が兼ねることは可能との理解で宜しいでしょうか。	個別要件を満たす限りにおいてご質問の兼務は可能です。
069	011	第2	3	(6)					”前段の規定に抵触しない限りにおいて”とは、第2 - 4(2)アから工に規定する業務以外の業務を実施する協力企業については、複数応募は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の協力企業が、応募者の構成員又は第2 - 4(2)アから工に規定する業務を実施する者のいずれかと資本関係又は人事面で関係のない者である場合は、他の応募者の協力企業となることができます。
070	011	第2	3	(6)					選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とありますが、選定されなかった応募者の代表企業は含まれるのでしょうか。ご教示ください。また、支援及び協力とありますが、受託・請負することはできないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段については、選定されなかった応募者の代表企業も含まれます。後段については、受託・請負することは不可とし、下請けとしては可能とします。
071	011	第2	3	(6)					選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、選定事業者の支援等ができるとなると提案時の情報漏洩が懸念されますが、その意義をご教示下さい。	当該規定は、本事業の実施にあたり、様々な民間事業者のノウハウを活用して、よりよい事業とすることを目的に、事業者の参画できる場を広げているという趣旨です。なお、当然ご質問にある情報漏洩等というリスクがございますので、活用するか否かはあくまで落札者のご判断によります。
072	011	第2	3	(6)				8行目	選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とありますが、支援及び協力の定義についてご教示ください。	(質問 070参照)
073	011	第2	3	(6)					中段の「ただし」以降の記載により、施設維持管理業務、利便施設運営業務については他の応募者の協力企業になれると理解されますが、念のためご確認願います。	ご理解のとおりです。
074	011	第2	3	(6)					後段の「また」以降の記載されている「支援及び協力することは可能」とは、施設整備業務を含む全業務に関して、下請けとしての参画は可能と理解されますが、念のため確認願います。本理解が誤っている場合は、可能な形態をご教示下さい。	(質問 070参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
075	011	第2	3	(6)					統括マネジメント業務における個別業務に対するマネジメント業務、エネルギーマネジメント業務を実施する者、施設整備業務における事前調査業務を実施する者、施設維持管理業務を実施する者、利便施設運営業務を実施する者がある応募者の協力企業であった場合には、他の応募者の協力企業としても参画できるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
076	011	第1	3	(7)					仮に、応募者の構成員又は協力企業が参加資格要件を喪失した場合、本規定によって法人の変更が認められるかご教示下さい。	特別の事情がありやむ得ないと市が認めた場合に限り、応募者の構成員又は協力企業の変更が可能となります。(関連質問 080参照)
077	011	第2	3	(7)					応募者を構成する法人の変更は認めないとありますが、「追加」は無条件に認められるのでしょうか。	ご質問の「追加」に関しても、応募者を構成する法人の変更に含まれるものと考えます。(関連質問 080参照)
078	011	第2	3	(7)					応募者を構成する法人の変更は、特別の事情がありやむを得ないと市が認めた場合に限り可能と理解致しましたが、やむを得ない理由には、入札提案書に明記した協力企業が、提案した金額で提案した業務内容の実施や要求水準の達成が困難だと事業者が判断し、他の協力企業に変更する場合は含まれますでしょうか。特別の事情の範囲についてご教示下さい。	ご質問の場合は、入札にあたっての応募者内における協議・調整等が不十分であったことによるものとも考えられることから、当該内容のみをもって、「特別の事情がありやむを得ない」と市が認めることは困難と考えます。(関連質問 080参照)
079	011	第2	3	(7)					本条項は、参加資格要件確認申請書提出後から事業契約締結までは、構成員・協力企業を問わず追加、変更(交代・除外)ができないという理解でよろしいでしょうか。	(質問 076及び 080参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカガ	小項目 (カカガ)	番号	その他		
080	012	第2	4	(1)					<p>参加資格要件確認申請時において確認対象となる構成員・協力企業は、第2 - 4(2)個別要件に記載してあるアから工を担当する企業のみであり、施設維持管理等その他の協力企業については、企業名を明示する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>まず、応募者を構成する法人の範囲には、「本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部をSPCから直接受託・請負する」全ての構成員及び協力企業が対象となり、少なくとも入札提案書類提出日には全ての構成員及び協力企業の名称を明示してもらうこととしております。(なお、協力企業以下の再委託先については応募者を構成する法人に含まれません。)</p> <p>したがって、応募者を構成する法人になる予定の全ての構成員・協力企業のうち、市の物品等入札参加有資格者名簿または建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は速やかに登録してください。登録方法については質問 081をご参照ください。</p> <p>その上で、参加資格要件確認書類の提出時点で、参加要件の確認対象となる構成員・協力企業の範囲については現在、規定内容を修正する方向で整理しております。修正の方向性としては以下のとおりです。</p> <p>参加資格要件確認書類の提出時点で、参加要件の確認対象となる構成員・協力企業の範囲</p> <p>現在の規定では、全ての構成員及び「第2 - 4(2)個別要件」に規定するアから工を実施する者に加え、P12「第2 - 4(2)個別要件」に規定するアから工を実施する者以外の各協力企業も参加資格要件確認書類の提出時点で明示し、参加資格要件の確認対象となるという規定となっております。</p> <p>この部分につき、P12「第2 - 4(2)個別要件」に規定するアから工を実施する者以外の各協力企業については、参加資格要件確認書類の提出時点で参加資格要件を確認する対象から除外する予定です。</p> <p>ただし、入札提案書類提出日には応募者を構成する全ての構成員及び協力企業の名称を明記する必要があるため、P12「第2 - 4(2)個別要件」に規定するアから工を実施する者以外の各協力企業については、以下の要件を満たしている必要があります。</p> <p>P12「第2 - 4(1)応募者の各構成員及び協力企業に共通する資格要件」を満たしていること 平成21年度に市の有資格者名簿に登録した後、その資格を入札提案書類提出日の属する平成22年度も継続しておくこと。</p> <p>なお、P12「第2 - 4(2)個別要件」に規定するアから工を実施する者以外の各協力企業の参加資格確認基準日の扱いについては現在整理中であり、詳細については入札公告時までにお示しいたします。</p> <p>参考までに、応募者を構成する法人の変更については質問 076、077及び078をご参照ください。</p>
081	012	第2	4						<p>構成員及び協力企業は、利便施設運営業務も含め平成21年度における市の物品等入札参加有資格者名簿または建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された者に限るといった意味でしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。(関連質問 080参照)</p> <p>本事業に参画される場合には、現時点で市の物品等入札参加有資格者名簿または建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は速やかに登録してください。</p> <p>なお、登録方法については、物品等入札参加資格者名簿の登録申請書の提出は、平成21年12月末日までに、建設工事等競争入札参加資格者名簿の登録申請書の提出は、平成21年12月末日までに長崎市契約検査課において行ってください。</p> <p>申請手続きの詳細は、長崎市ホームページ等で確認してください。</p> <p>また、物品等契約に該当する場合は、物品等競争入札参加有資格者名簿に(ただし、修繕及び業務委託については建設工事等入札参加資格者名簿で足りる)、建設工事等契約に該当する場合には建設工事等入札参加資格者名簿に登録して下さい。なお、参加資格要件の個別要件で示す要件以外には、登録業種等に係る制限はありません。</p>

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
082	012	第2	4	(2)					施設維持管理業務については、市の物品等入札参加有資格者名簿に登録された者である事以外に、参加資格要件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 080及び 081参照)
083	012	第2	4	(2)					利便施設運営業務についても、市の物品等入札参加有資格者名簿に登録されている必要があるのでしょうか。	(質問 080及び 081参照)
084	012	第2	4	(2)					統括マネジメント業務を実施する企業についても、市の物品等入札参加有資格者名簿に登録されている必要があるのでしょうか。	(質問 080参照) 統括マネジメント業務を実施する企業についても登録されている必要があります。
085	012	第2	4	(2)	ア				建設業務を実施するものは、設計業務を実施するものへの参加は、可能ということでしょうか。	「設計業務を担う者」に規定した個別要件を満たす限りにおいて可能です。
086	012	第2	4	(2)	ア				「一般病床300床以上の免震構造の病院建物の設計」とは、これに該当する病院の部分を設計した場合(外来棟・診療棟・病棟の増築など)もこれに含むと考えて宜しいでしょうか。	本事業において、敷地の制約・工期等を考慮し、設計・建設・工事監理業務の実績は、諸条件を満たした各業務の代表者に責任をもって行って頂きたいと考えております。したがって、病院全体(外来棟・診療棟・病棟などがトータルで300床の実績)の新築・増築・改築に限ります。
087	012	第2	4	(2)	ア				「設計が完了した」とは、施工中等の施工状態は関係なく、建築確認の取得と理解されますが、念のためご確認願います。	ご理解のとおりです。
088	012	第2	4	(2)	イ				工事監理業務においては、複数の法人で実施する際の要件がありません。これは、単独の法人にて実施しなければいけないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	工事監理業務についても、設計業務を実施する者等と同様、複数法人で実施することは可能です。 「工事監理業務を実施する法人は以下の要件を満たしていること。」という規定以降に「ただし、」に示す要件については複数の法人で設計業務を実施する場合には、設計業務を担う者の代表者(主に工事監理業務を実施する者)が満たしていればよいものとするが、代表者以外については、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格を有する者が3名以上在籍していること。」という規定を追記いたします。 なお、P12の「4 参加資格要件-(2)個別要件」に規定しているアからエで規定して業務については本事業において非常に重要な業務となりますので、市へ提供するサービスの質・性能を確保することを前提とした確実な実施体制をご検討の上、ご提案頂きたいと考えております。
089	013	第2	4	(2)	イ				「一般病床300床以上の免震構造の病院建物の工事監理」とは、これに該当する病院の部分の工事監理を行った場合(外来棟・診療棟・病棟の増築など)もこれに含むと考えて宜しいでしょうか。	(質問 086参照)
090	013	第2	4	(2)	イ				一般病床300床以上の病院建物を有し、且つ相応規模の一般建物で免震構造建物の工事監理実績を有することで、参加要件を満たすことは可能でしょうか。	ご質問にあるケースは要件を満たしません。規定のとおり、一般病床300床以上の免震構造建物の病院建物の工事監理実績を有している必要がございます。
091	012	第2	4	(2)	イ				解体業務においては、複数の法人で実施する際の要件がありません。これは、単独の法人にて実施しなければいけないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	複数の法人でも可とします。
092	013	第2	4	(2)	イ				解体業務を実施する者の要件は、「特定建設業の許可を受けており、かつ「土木一式工事(980点以上)、建築一式工事(900点以上)、とび・土工。コンクリート工事(850点以上)の何れかの資格を有し名簿登録している者」という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問の後段の「かつ」以降についてはいずれかを満たしていれば結構です。
093	014	第2	5	(1)(2)					(1)では「審査会を設置し、その意見を聴くものとする。」とあり、(2)では「審査会における審査および選定」とありますが、審査会は意見を聴く場ではなく審査、選定する場であると理解してよろしいですか？	ご理解のとおり、審査会は諮問機関として審査・選定を行い、審査会の意見を聴いた上で市が落札者を決定します。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
094	014	第2	5	(1)					事業者の選定に際して審査会の意見を聴く、とありますが、審査会は採点を行わない、という意味でしょうか。また審査会の意見はあくまで参考として市が採点するのでしょうか。	(質問 093参照)
095	014	第3	1					3行目	市場との対話とありますが、市場の定義についてご教示ください。	本事業に関して参画意欲を有する民間事業者を指します。
096	015	第3	2						医療機器・什器等の購入・移転等に関する決定・搬入までのプロセス、それに伴うリスク分担についてが不明です。決定時期による設計・施工への影響、変更等による設計・施工への影響、搬入による工程への影響、引越しによる影響、試運転による影響等、ご提示願います。	市側で別途策定する運営計画、情報システム計画、医療機器整備計画に関する想定スケジュールについては、入札公告時に参考資料としてお示しいたします。当該資料をご参照頂き、最適な工程計画をご提案頂きたいと考えております。なお、スケジュール的に厳しい条件の中で本事業を実施して頂くことは市としても重々理解しておりますので、多少の市側の想定業務スケジュールの変更については協議に応じる余地はございます。なお、ご質問の件ですが、市が想定するスケジュールの遅延により、ご質問にあるようなケースへの影響が生じた場合には、基本的には市が当該リスクを負担することになると考えますが、各種変更に対する柔軟な対応、各協力企業との調整については「要求水準書(案)-第2細則-1 統括マネジメント業務」において規定しておりますので、合理的な範囲において、事業者側にご対応頂きたいと考えております。
097	015	第3	2	(2)					事業者との意見招請の結果を踏まえ、見直しを行った場合にリスク分担保(案)も修正・提示されるのでしょうか。	見直しを行った場合は、見直し後の内容を事業契約書(案)に反映し、入札公告時までに公表しますので、ご参照ください。
098	015	第3	2	(2)					「市と事業者のリスク分担は、…後日公表する「事業契約書(案)」による…」とありますが、事業契約書(案)の公表時期はいつ頃を想定されていきますでしょうか。	基本協定書(案)、事業契約書(案)については入札公告時までに公表します。なお、当該資料に対する質問回答は行わず、意見のみを徴収することを予定しております。
099	015	第3	3	(1)	ア	ア			「設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う」とありますが、具体的な確認方法についてご教示ください。	施設整備モニタリング基本計画書として入札公告時までに公表いたします。
100	015	第3	3	(1)	ア	イ			「定期的に市から状況の確認を受ける」とありますが、具体的な確認方法につきご教示ください。	(質問 099参照)
101	015	第3	3	(1)	ア	イ			定期的に市からの確認を受けるとありますが、定期的の頻度はどの程度なのかご教示ください。	(質問 099参照)
102	015	第3	3	(1)	ア	ウ			「現場で市の確認を受ける」とありますが、具体的な確認方法につきご教示ください。	(質問 099参照)
103	015	第3	3	(3)					「当該要件を満たしているか否かについて、市の確認を受けなければならない」とありますが、要求水準は設計に際して性能から仕様への置き換えがなされているものと思われまます。この時点で性能要件と満たしている状態であることを求める理由を明示ください。	ご質問にある「要求水準は設計に際して性能から仕様への置き換えがなされている」の意味が不明確ですが、事業期間満了時において、施設の状態は市が求める性能を満たしている必要があるゆえの規定です。
104	015	第3	3	(3)					事業期間満了時の措置について、「市の求める性能要件を満たしている状態であることを事業者に求める」とありますが、この性能要件は、入札説明書等にて明記されるのでしょうか。	入札公告時までに入札説明書等を公表しますので、ご参照ください。
105	015	第3	3	(3)					事業期間満了時の病院施設等の状態について、「市の求める性能要件」の詳細についてご教示ください。	(質問 104参照)
106	015	第3	3	(3)					事業期間満了時に病院施設等の状態が市の求める性能要件を満たしていなければ、全額事業者の負担により、性能を満たすべく措置が必要でしょうか。	(質問 104参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
107	015	第3	3	(3)					"...事業期間終了時に病院施設等の状態が市の求める性能要件を満たしている状態であることを事業者を求める..."とありますが、経年劣化等の影響はどの程度考慮されますでしょうか。	(質問 104参照)
108	015	第3	4						サービス対価の支払スケジュールについて具体的にご教示下さい。	入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
109	015	第3	4					サービス対価の支払	「施設整備業務に要する費用については、業務の進捗又は対象施設の引渡しに応じて、事業者を支払う」とありますが、貴市による起債(合併特例債)にて調達し、中間払い及び完工時払いを行うものとの理解でよろしいでしょうか。	期工事完成時と最終完工時を考慮しております。詳細は入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。 なお、本事業においては民間資金を事業期間にわたり活用することは考えておりません。
110	015	第3	4					サービス対価の支払	「施設整備業務に要する費用については、業務の進捗又は対象施設の引渡しに応じて、事業者を支払う」とありますが、現時点で貴市が想定しておられる施設整備業務に係るサービス対価の支払イメージにつき、ご教示願います。	(質問 109参照)
111	015	第3	4					サービス対価の支払	「施設整備業務に要する費用については、業務の進捗又は対象施設の引渡しに応じて、事業者を支払う」とありますが、現時点では事業者SPCが民間金融機関よりプロジェクトファイナンスによる調達を行うご計画があるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 109参照)
112	015	第3	4						施設整備業務以外の業務についてのサービス対価は、業務の実態に合わせた支払いと理解してよろしいでしょうか。	(質問 108参照)
113	015	第3	4						施設整備業務に要する費用については、業務の進捗又は対象施設の引渡しに応じて事業者を支払うとありますが、設計業務や工事監理業務においては進捗に合わせた支払いとなると理解してよろしいでしょうか。	(質問 109参照)
114	015	第3	4						施設整備業務に要する費用について、民間資金調達は無いとの理解でよろしいでしょうか。また「業務の進捗又は対象施設の引渡しに応じて、事業者を支払う。」とありますが、具体的な支払い方法をご教示下さい。	(質問 109参照)
115	016	第3	4						施設整備業務に要する費用については、業務の進捗及び対象施設の引渡しに応じて、事業者を支払うとありますが、これは実施設計が終了した時点として実施設計に係る費用が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。現時点で想定されている支払い条件についてご教示ください。	(質問 109参照)
116	016	第3	4						施設整備業務に要する費用については、業務の進捗及び対象施設の引渡しに応じて、事業者を支払うとありますが、これは建設費についても 期工事竣工時点で当該分についての費用が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。現時点で想定されている支払い条件についてご教示ください。	(質問 109参照)
117	016	第3	4						「業務の進捗又は対象施設の引渡しに応じて」とは、毎月の出来高払いと理解されますが、念のため確認願います。本理解が誤っている場合は、現時点で想定されている支払い形態をご教示下さい。	毎月の出来高払いを行うことは考えておりません。質問 109も併せてご参照ください。
118	016	第3	4						サービス対価の減額の対象業務は、統括マネジメント業務、施設整備業務、施設維持管理業務、利便施設運営業務のいずれかかご教示ください。	入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。 なお、モニタリングの目的は、サービス対価の減額ではなく、提供するサービスの質の維持・向上に寄与すべく、市及び事業者の協働を実現することと考えております。
119	016	第3	4						サービス対価が減額となるのは、提供するサービス水準が要求水準を満たしていない当該業務のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 118参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
120	017	第4	1						"計画敷地詳細は平成21年10月中にデータにて提供予定"とありますが、地質調査データも同時に公表されるのでしょうか。	地質調査データは別途入札公告時までにお示しします。
121	017	第4	2						"...建設用地内の土地について、...無償で使用することができる。"とありますが、市との協議により承認された場合、建設用地外でも同様な措置が可能でしょうか。	建設用地外でも使用は可能としますが、病院局の管理地以外については側面から協力はしますが、無償で使用できることをお約束はできません。
122	017	第4	2						建設用地内の土地使用については、設計業務、施工準備業務等の現地事務所として使用させて頂く場合、事業契約締結後であれば可能かご教示下さい。	諸条件を満たす限り可能といたしますが、市の作成案では敷地の状況からいって各現地事務所までを建設用地内に使用するの難しいと考えております。 (関連質問 121参照)
123	017	第5							事業計画の解釈における疑義の協議が整わない場合、事業契約書等に規定する具体的措置に従うとあるが、事業者側が一方的に不利な内容とならないのか。	事業契約書に規定する具体的措置の内容については、入札公告時まで公表する事業契約書(案)をご確認ください。
124	017	第6	1						重大な支障を及ぼす債務不履行が発生した場合、市は、事業者に対し、その旨を明記した書面により事前通知によって事業契約を解除できるとありますが、モニタリング結果に基づいた是正勧告等の措置が行われた後に、本内容が行われるとの理解でよいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおり、即、事業契約の解除ではなく、事前には是正勧告等の措置により、事業状態の回復を図ることを想定してはいますが、対象となる債務不履行の事象によらざるを得ないと考えます。
125	017	第6	1						"...医療業務の遂行に重大な支障を及ぼす債務不履行が発生した場合、..."とありますが、重大な支障とはどのようなことを想定されていますでしょうか。	入札公告時まで公表する事業契約書(案)において、お示しいたします。
126	018	第6	3						当事者の責に帰すことが出来ない事由による事業継続が困難な場合において、不可抗力等についてはより具体的な事例を示し、関係者の見解に齟齬が生じないようにすべきではないか。Page23 別紙3:リスク分担表がそれにあたるのか、その場合分担割合があいまいではないか。	入札公告時まで事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
127	018	第6	3						契約解除について具体的な手続き・手順をお示しください。	入札公告時まで公表する事業契約書(案)をご確認ください。
128	018	第8	4					その他	平成22年度以降に病院局を地方独立行政法人化することがある旨伺っておりますが、現時点での具体的な移行時期等につきご教示願います。	早ければ、平成23年4月からの移行の可能性がります。
129	018	第8	4					その他	平成22年度以降に病院局を地方独立行政法人化することがある旨伺っておりますが、仮に地方独立行政法人化された場合、貴市と事業者SPCとの間で締結された事業契約等につき、貴市の債権債務は貴市から地方独立行政法人に継承されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その際には、貴市より地方独立行政法人あるいは事業者SPCに対し、サポートレター等の何らかの貴市の支援が明確となるような文章を發出していただけますようお願い申し上げます。	新市立病院建設事業について、市から地方独立行政法人へ引き継いだ場合は、市の予算としての債務負担行為は消滅しますが、債権債務は、変更後の運営主体に承継されます。基本的には、事業者との契約を地方独立行政法人が全て引き継ぐことを想定しております。市の責任の範囲は、地方独立行政法人法に基づいたものとなると認識しております。
130	018	第8	4						"なお、地方独立行政法人へ移行した場合においても、市からの財政支援等で事業者へのサービス対価の支払いは担保される予定である"とありますが、事業契約書において具体的に定められるとの理解で宜しいでしょうか？	(質問 129参照)
131	018	第8	4						"地方独立行政法人となった場合、本事業に関連して市と事業者間で締結された契約上の地位(権利及び義務を含む。)は、市が定める範囲で地方独立行政法人が継承する。"とのことですが、「市が定める範囲」をご明示頂けますでしょうか。	(質問 129参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカガ	小項目 (カカガ)	番号	その他		
132	018	第8	4						地方独立行政法人へ移行スケジュールを可能な限り詳細にご教示願います。	(質問 128参照)
133	018	第8	4						「地方独立行政法人となった場合、本事業に関連して市と事業者間で締結された契約上の地位(権利及び義務を含む。)は、市が定める範囲で地方独立行政法人が承継する。」とありますが、地位の承継にかかる費用は貴市でのご負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	018	第8	4						地方独立行政法人へ移行された後でも、市からの財政支援等の方策・仕組みについて、もう少し具体的にご教示願えませんか。	公営企業型の地方独立行政法人への移行となりますので、現在の不採算部門等に対する負担金は継続される見込みです。
135	018	第8	4						「地方独立法人への移行することを予定している」とありますが、運営仕様など変更される可能性はあるのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
136	018	第8	4						「地方独立行政法人へ移行した場合においても、…事業者へのサービス対価の支払いは担保される予定である。」とありますが、市・地方独立行政法人・事業者の三者間で覚書等の締結等により担保されるのでしょうか。また担保されない場合も考えられますでしょうか。	(質問 129参照)
137	018	第8	4						地方独立行政法人へ地位譲渡された場合、地方独立行政法人よりサービス対価が支払われるものと理解されます。サービス対価支払いの担保方法としては、市による債務保証を設定して頂けるものと思料致しますが、ご確認願います。	(質問 129参照)
138	018	第8	4						将来の地方独立行政法人への地位譲渡に備え、サービス対価支払いの担保方法については、事業契約書に明記されるものと思料致しますが、ご確認願います。	(質問 129参照)
139	018	第8	4						市が定める範囲で地方独立行政法人が継承するとありますが、市が定める範囲の内容をご教示ください。	(質問 129参照)
140	018	第8	4						「地方独立行政法人へ移行した場合においても、市からの財政支援等での事業者へのサービス対価の支払いは担保される」とあります。「担保される」とは、より具体的にご説明ください。	(質問 129参照)
141	020	別紙1 「事業 実施場 所」							市道伊勢町大浦線道路拡幅整備事業の実施時期はいつになるのか。	計画敷地及び隣接するホテルまでの間について平成22年度中を予定しております。
142	024	別紙3 「リスク 分担 表」						4 5 6 1	「契約締結において議会の議決は必要としない」とのことですが、具体的な手続き・手順をお示しください。	契約に関する議会手続きとしては、長崎市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例において、契約締結後報告をすることとなります。
143	024	別紙3 「リスク 分担 表」						4 5 6 1	表下 1に「契約締結において議会の議決は必要としない」とありますが、債務負担の設定に関する議決(平成21年市議会9月定例会提出予定)以降は一切議会承認を必要としないと理解してよろしいでしょうか。	(質問 142参照)
144	023	別紙3 「リスク 分担 表」						6	共通リスク/契約締結リスク/ 6「上記以外の事由により事業契約が結べないリスク」の負担者が、市及び事業者双方が主分担となっている意図をご教示下さい。	市及び事業者のいずれの責にも帰さないことから、各々に生じた損害等については、各々が自ら負担することを意味するものです。
145	023	別紙3 「リスク 分担 表」						6	市の責でなく、事業者の責でもない場合とは、どのような例が考えられるかご教示いただけませんか。	新市立病院を取巻く外部環境の変化等により、本事業をPFI事業として実施することが困難となった場合等が想定されます。
146	023	別紙3 「リスク 分担 表」						7	政策リスクの範囲は、貴市だけでなく「国」の政策変更も含まれるものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かたが	小項目 (かたが)	番号	その他		
147	023	別紙3 「リスク 分担 表」						10	税制度変更リスクのうち、消費税の税率・範囲の変更に伴うリスクは貴市負担、資産保有等に係る税制度変更、新設に伴うリスクは事業者SPC負担との理解でよろしいでしょうか。また、負担を決定する際には貴市と事業者SPCの間で協議等は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。また、具体的に事業者SPCが負担するリスクとして想定しておられるものにつきご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、当該リスクの影響度合い等について、必要に応じて協議を要するものと考えます。詳細は、入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
148	023	別紙3 「リスク 分担 表」						10	消費税以外の新税創設で、予定外の支出が過大な場合、事業者の事業計画が圧迫され、安定した経営が難しくなることも懸念されますが、その場合でも事業者が分担となるのでしょうか。	(質問 147参照)
149	023	別紙3 「リスク 分担 表」						13	「事業者の責に帰すべき事由により…」とありますが、本件事業の遂行に事業者として必要な許認可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	023	別紙3 「リスク 分担 表」						23	事業者が従負担となっておりますが、具体的事象をお示しください。	入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
151	023	別紙3 「リスク 分担 表」						23 4	共通リスク/不可抗力リスク/ 23は、「不可抗力に起因する増加費用の負担について、被害抑制インセンティブの付与も考慮し、その一定割合は事業者が負うものとして、事業者を従分担とする。」となっておりますが、事業者が負う「一定割合」をご教示下さい。	入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
152	023	別紙3 「リスク 分担 表」						23 4	被害抑制インセンティブの付与を考慮するとありますが、被害抑制インセンティブの定義及び具体的にどのような仕組みなのかご教示ください。	事業者が一定割合を負担することにより、不可抗力による影響(被害)を抑制する動機を事業者に付与するものです。詳細は、入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
153	023	別紙3 「リスク 分担 表」						23 4	不可抗力に起因する増加費用の負担について、被害抑制インセンティブの付与も考慮し、とありますが、その内容についてご教示ください。	(質問 152参照)
154	023	別紙3 「リスク 分担 表」						23 4	不可抗力の被害を抑制するインセンティブの事例をご教示願いませんか。	浸水や火災等に強い材料の調達等が考えられます。
155	023	別紙3 「リスク 分担 表」						23 4	表下 4の「一定割合」を具体的にご教示下さい。	(質問 151参照)
156	023	別紙3 「リスク 分担 表」						23 24 25	23、24、25の事業者側に「 」と表示のある具体的従担当内容についてご教示下さい。	入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
157	023	別紙3 「リスク 分担 表」						24 25	物価変動については、変動の一定幅を基準にサービス対価の見直しが行われるとありますが、「一定幅」について具体的にご教示ください。	入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
158	023	別紙3 「リスク 分担 表」						24 25 5	共通リスク/物価変動リスク/ 24・25は、「変動の一定幅を基準にサービス対価の見直しを行うことを想定し、事業者を従分担とする。」となっておりますが、サービス対価の見直しが行われる「変動の一定幅の基準」をご教示下さい。	(質問 157参照)
159	025	別紙3 「リスク 分担 表」						24 25 5	表下 5の「一定幅」を具体的にご教示下さい。	(質問 157参照)
160	023	別紙3 「リスク 分担 表」						24 25	物価変動リスクについて、入札までの急激な物価変動については、どのようにお考えでしょうか。	入札公告時までに事業契約書(案)を公表しますので、ご参照ください。
161	024	別紙3 「リスク 分担 表」						45	事業者の責めに帰すべき事由とは具体的にどのような事態を想定しているのかご教示ください。	事業者が維持管理業務等の準備を行う過程で施設を損傷した場合等が想定されます。
162	024	別紙3 「リスク 分担 表」						53 54	患者数等の増加により、事業者が費用負担する消耗品費等の維持管理コストの増加リスクは、市に負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	患者数等の増加のみをもって、事業内容・用途の変更等に該当するとは判断しかねます。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号	その他		
163	024	別紙3 「リスク 分担 表」						55 56 6	事業者の分担とされる「事業者の管理業務の懈怠により発生した施設損傷リスク」は、どのようにして検証されるのでしょうか。	「事業者の管理業務の懈怠」に対する検証は、モニタリングの一環として行うことを考えておりません。
164	024	別紙3 「リスク 分担 表」						59	利便施設運営リスクについては事業者負担となっておりますが、一般の商業施設とは異なり、利用者数は病院来訪者数の変動に大きく影響されます。そして病院来訪者数の変動は病院側負担である病院経営リスク及び診療行為リスクに連動することから、少なくとも病院側もリスクの一部を負担するべきであると考えますが、この点についてのお考えをお聞かせ下さい。	現時点では、市がリスクの一部を負担することは考えておりません。
165	024	別紙3 「リスク 分担 表」						63	利便施設の利用者数は、病院自体の利用者数の変動に大きく影響されます。利用者数変動による利便施設運営リスクに関して、一定基準による市側のリスク負担は可能でしょうか。	(質問 164参照)